

研究

日常生活の諸願届 (二)

羽出浦庄屋古文書 (注)

賛助会員 安部休右衛門

本号も村に於ける日常生活の諸願届けを記すことになしたし。

「第一資料」について

享保軍代は、村に大工・木挽のいないこと、及び、書きの書上から明記してあつた通りであります。それで船を造るには、他村の大工に頼むか、又は自村に、大工を入居させる外方法がありません。これに、他領の船大工を雇つて、村に入居させるための願書であります。

(第一資料)

仕上旅船大工之事

倉□船大工	左	衛門
百	右	衛門
倉□船大工	右	衛門
百	右	衛門

右之首共当浦江罷下り入職仕度昔相願申候ニ付相置申

度素存候 尤御定之^(注)街運上銀之儀ハ私共手前が取立上納可仕上候 古願之通被^ニ仰付御札被^ニ下置候ハ、難有可奉存候 依奉願所^(注)如件
享保十九寅年正月廿五日

進上 庄屋 地目 付

(注) 運上銀は「旅船大工、年額四拾三匁」で、船大工営業の税金のことである。

(第二資料) 奉願縁組之事

御天領泥谷村百姓伝右衛門娘かぬ当卯十六歳ニ罷成申候羽出浦百姓清左衛門悻三郎兵衛と申者縁組仕度奉願候 尤右之者共親類之義ニ御座候ニ付双方申合奉願候且又泥谷村庄屋安右衛門 頭百姓願主公も別紙一札ヲ取 相添奉願候 古願之通被^ニ仰付被^ニ下置候ハ、難有可奉存候 已上
享保二十卯十一月十一日

進上 庄屋 地目 付 願主

(注) 天領泥谷村は現在の佐伯市下取田の泥谷(ハトカ)のこと、當時は佐伯藩領ではなく、幕府直轄地で日田代官の司配下であった。

次の「第三資料」から「第八資料」までは、それぞれ自村に落ちつかず半ば出稼ぎのつもりで、漁業収入の多い羽出浦に当分居住するよう入居したようである。村の

人と馴染むまでは心も落つかず、心も動揺していたであらう。気の毒な人達である。

(第三資料)

奉 願 口 上 書

羽出浦百姓

平

印

右之者元上直見村百姓ニ而御座候延 当二月廿二日当浦、帳面入奉願候、尤当浦百姓久右衛門吉藏 暫返住居仕度候ニ付 御印鑑札付渡被下候様奉願候

一 古藏 志軒

同 仁 七 郎

一 網納家 志軒

同 伴 五 郎

但居座敷之内ニ而御座候 但当浦之内 西野浦所、水浦分立所程隔

り申候 尤元首ニ而御座候

右書面之通此段新規ニ造作仕段候ニ付御印鑑札御書
へ被ニ仰付被下候様奉願候 右願之通被為ニ仰付被下候ハ、難有仕合可奉存候 依奉願候心知付

嘉永六五年八月十日

役 印

進 上

(第四資料)

奉 願 口 上 書

大倉徳助浜所志及六畝之内

羽出浦百姓

一 志藏

字 三 郎

右ノ土の塩屋村之内大江灘百姓ニ而御座候延去子十月三日奉願 当浦へ入帳仕 是迄徳助方へ同居仕候

此此所書面之場所へ座敷取仕度奉願候 西野浦

一 網納家 志軒

但寢床附 同百姓 吉 兵 衛

一同 所 志軒 但右同折 同 字 七 郎

右之もの共書面之通造作仕度奉願候 尤居浦分掛隔場所ニ御座候得成床寢ヲ附番人差置申度奉存候 右之もの共夫々書面之通奉願候 右願之通被為ニ仰付被下候ハ、難有仕合ニ可奉存候 依奉願候心知付

嘉永六五年十二月廿四日

役 員 連 印

進 上

(第五資料)

奉 願 口 上 書

羽出浦百姓

字 三 郎

一 居家 志軒

右之もの去丑十二月廿四日屋敷取奉願候延此節家作仕引移申度奉存候 御印鑑札付渡被ニ仰付候様奉願候 右願之通被為ニ仰付被下候ハ、難有仕合可奉存候 依奉願候心知付

嘉永七寅年正月十四日

役 人 印

進 上

(第六資料)

覚

又部村百姓

吉 藏

右之者去ル弘化二巳年二月廿六日奉願 当浦へ入職仕

居申候延 此節居村へ引取申度奉存候 依此段御断申
上候 以上

寅 正月十四日 役人 中 印

(第七資料)

奉願 口上書

羽出浦百姓

市 蔵

右之者去ル天保十亥年被^レ仰付候新軒別之ものニ而是
迄本家音古齋門方へ同居仕申候延 此節右音古齋門古
蔵へ仮住居仕度奉願候 右願之通被^レ爲^レ仰付被^レ下候ハ
ハ難有仕合可奉存候 依奉願候延如件

嘉永七寅年二月十五日

役人 中 印

進 上

(第八資料)

奉願 口上書

救五郎居屋舖 去七十六号ノ内 高松浦百姓

一居家 売軒

國 蔵

右ノ者去五四月十二日奉願当浦へ出作仕 是迄救五郎
方へ同居仕申候延 此節書面ノ屋舖へ家作仕度奉願候
右願ノ通被^レ爲^レ仰付被^レ下候ハハ難有仕合可奉存候 依
奉願候如件

嘉永七寅年四月廿二日

役人 中 印

(第九資料)

高松浦百姓

國 蔵

右之もの去五四月十二日奉願 当浦へ入作仕候延此
節居浦へ引取申候 依此段御断申上候 以上

卯 六月十日

役人 中 印

進 上

右の國蔵は去る嘉永六丑年四月廿二日、大入高力高松
浦から羽出浦に入作(その際、文書なし)、翌年第八資料に
見ると、家に(居家を作る)をし、この第九資料にある
ように高松浦に引取られたわけである。

と、ころが同じ卯歳(安政三年)のしから十日ばかり後の
六月廿一日、もう一度改めて羽出浦に引移り、もとの家
に居住することをお願いしている。これがどうしたわけか
あろうか。(第十資料)

それ以上としかく、材の出入りについては、一々このよ
うな手続きをふんでいたのであつた。

(第十資料)

奉願 口上書

右之もの当浦へ引移帳面入渡世仕度奉願候 凡双方申
談別条無御座 村方何之差支も無御座候 右願之通被^レ
仰付被^レ下候ハハ難有仕合可奉存候 依奉願候延如件

安政二卯年六月廿一日

役人 中 印

進 上

(第十一資料)

奉願 口上書

羽出浦百世

藏

右之もの先年高松浦ノ入作御願申上候節造作仕候居家
へ其候住居仕度奉願候 右願之通被為^ニ仰付^レ被^レ下候
ハ、難有仕合可奉存候 依奉願候込如件
安政二年六月廿二日

進上

役人 印

(この項おあり)

通想

佐伯市の文化財指定

佐伯市文化財調査委員 羽柴 弘

佐伯市は去る一月一日付で、はじめて文化財の指定を
行つた。選れ世ながら結構なことである。文化財調査
委員の一人として委員をうけている私は嬉しい。なぜか
ならもう数年前から調査し、その指定方を希望して答申
しつづけているからである。
まが今回指定された物件を並べて見よう。

佐伯市指定文化財一覽表			
文化財の名称	所在の場所	所有者	備考
庚申塔	大字堅田 西野区	西野区	天正四年 建立 二五七六
石燈	石打区	石打区	大永四年 建立 二五七六(地蔵塔)

文化財の名称	所在の場所	所有者	備考
榑文土壘形土器	鶴岡・白湯区	菅宮八幡社	鎌生時代
東島古墳石棺	大八島荒瀬代区	菅宮八幡社	鎌生時代
安井	山手区	佐伯市	古墳時代 天明元年 合永元南に 明治四十五年 掘
矢野龍溪書	市教育事務局	市教育委員会	文政元年 大正九年 掘
御城下明細図繪			文政元年 大正九年 掘

この表を御覧になへて「そんなものであつたのか」、
と不思議に思われるであらうが、これはこれでよいのだ
と思う。然し何かあてが外れた感はないかどうか。例え
ば佐伯市のシンボルである城山山腹の城址石垣と、表音
板の三の丸の黒門を、養賢寺の裏の毛利家の墓所を、岡
の谷の招魂所を、堅田西野のお塔さん、大越長瀬原の洪
養塔を(はまだまだあるが)こんなのを何故あげなかつた
か。それらにはいろいろ急に出来なない事情がある。

佐伯文庫本というまことに貴重な本が、市内にある毛
利家の倉庫に眠っている。これを火災から守らなくては
ならない。文化財保護行政から見れば、佐伯市にある重
要文化財であるが、指定する以前の焦眉の急務である。
これを火災から護るといふことは、これには佐伯市が毛
利家と交渉して早急に手を打つことが必要である。

文化財保護のことか世を風靡して十数年、それそれ前
後して市所計はその條例をつくり、南郡ではその指定を
本匠村が先頭をきり、鎌生町や直川村がこれを追ひ、そ
してやつと、やつと佐伯市がスタートした。追いつけ追
い越せという言葉はあるが、それはどうでもよい。数と
並べるのでなくて、急がねばならぬものは何であるかを吟
味して、佐伯市は佐伯市のペースで、そのコースのピッ
チをおげるべきである。

私は強く言いたい。それは「指定」の上下三字を加え
友いと、「第一次」という三字を、(おあり)